



## TPP Q&A 上級編

**Q** TPPでは自由化の例外は全く認められないのでは？

**A** 解答

- TPPでは、全ての品目を交渉の対象にすることを求められています。
- しかし、これは、「全ての品目の関税をなくすこととは同じ意味ではない」とされています。
- 実際に、米豪 FTA のように高いレベルの経済連携でも関税が撤廃されていない品目（アメリカの砂糖、乳製品）があり、アメリカは TPP の中でもこの扱いを維持する方針との情報があります。
- そのため、交渉の中で、例外を勝ち取る余地は十分に残されています。日本の国益を主張していくためにも、交渉のテーブルに着くことが大切です。

### これまでの経済連携における例外

|                        | 10年より長い期間で自由化                                    | 除外              |
|------------------------|--|-----------------|
| 米豪 FTA におけるアメリカ側の例外    | 牛肉、チョコレート、清涼飲料水、アスパラ、グレープフルーツ、チーズ等乳製品、落花生、たばこ、綿等 | 砂糖、シロップ、ブルーチーズ等 |
| (参考) 米韓 FTA における韓国側の例外 | 大麦、コーンスターチ、チーズ、牛肉、果物、ニンニク、じゃがいも、オレンジ、食用大豆等       | コメ・コメの調整品       |

出所：外務省 HP

☆「関税撤廃の扱いについてもっと知りたい」と思ったあなたはこちら

関係国との協議の結果（外務省HP）：

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01\\_13.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_13.pdf)